

4. 規則第3条（改正後）関係

- 条例第21条第1項第3号に該当する行為で規則に定めるものは次に掲げるとおりとする。

「消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為」

（1）第4号【前回素案に追加】

消費者が当面必要としない不当に過大な量の商品の販売等若しくは役務の提供を内容とする契約を締結させる行為

〔考え方〕

本号は、消費者にとって当面契約する必要がないほどの過大な量の商品や、役務の提供を受ける契約を消費者に契約させる行為を規制するものである。

現規則第1条第5号において、「商品の販売若しくは役務の提供」を「商品の販売等」と言い換える旨定義されているが、今回の規則改正案第1条第1号の新設に伴い、当該定義を削除する予定である。

ついては、本号においても、当該言い換え定義を削除し「若しくは役務の提供」と言い換え前の文言に修正するものである。

なお、本号は買取型消費者取引には該当しないため、「商品等の取引」との置き換えはしない。

〔参考：特定商取引法第7条第3号〕

正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約であって日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘すること……（略）

（2）新5号（不当に長期継続的な契約の締結）【前回素案に追加】

その商品若しくは役務の必要性又は契約の履行について、将来の事情変更が予想されるにもかかわらず、長期継続的な契約又は将来において消費者を拘束する契約を締結させる行為

〔考え方〕

本号は、特に高齢の消費者対策の一つとして新設するものである。

契約後の転居、消費者の経済状況や家庭状況の変動など、将来の事情変更が生ずる可能性があるにもかかわらず、長期継続的な契約や契約締結後長期の期間経過後を履行日とする契約など、消費者の生活状況等に照らして不当に過大な拘束を強いる契約を締結させる事例が発生している。

契約の安定性、契約内容のトラブル未然防止等の観点からも、当該内容の契約を締結させる行為を不当取引行為として新たに規制する必要がある。

〔事例〕

- ・ 学生（20歳）に対して、5年後に配達が始まる新聞購読の契約を締結させた。
- ・ 高齢者（80歳）に対して、20年後に住宅リフォーム工事を行う旨の資金積立て契約を締結させた。

5. 規則第4条（改正後）関係

- 条例第21条第1項第4号に該当する行為で規則に定めるものは次に掲げるとおりとする。
「 契約（契約の成立について当事者間に争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為」

（1）第1号【前回素案に追加】

消費者及びその関係人（以下、本号において「消費者等」という。）の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に、消費者等に電話をし、又は消費者等を訪問して、契約に基づく債務の履行を強要する行為

〔考え方〕

本号は、事業者が消費者の意に反して、早朝や深夜等に電話や訪問をし、債務の履行を強要することを規制するものである。

当該行為は、消費者本人だけでなく、その関係人（保証人、配偶者、両親、兄弟、親戚、職場の上司・同僚等）に対してなされるケースが後を絶たないため、消費者本人に加え、その関係人に対する強要行為も不当取引行為として規制するものである。

なお、「保証人」とは、本条次号（2号）で規定する保証人と同意である。

6. 規則第5条（改正後）関係

- 条例第21条第1項第5号に該当する行為で規則に定めるものは次に掲げるとおりとする。
「消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、解除若しくは取消し（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を妨げ、又は申込みの撤回等によって生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為」

（1）新1号（判断等機会妨害）【前回素案に追加】

契約の申込みの撤回等をするかどうかを判断するために必要な機会を得ることを妨げる行為

〔考え方〕

「あなただけ特別な条件で契約したので、契約したことを他人に相談してはいけない」、「契約したことは家族には内緒に」などと告げ、家族等他人に相談させない状況を作り出して契約の解除等を妨げる手口が発生している。

家族等他人に相談することは、契約の解除について適切に判断する上で通常行われる行為であることから、当該行為を妨げる行為を不当取引行為として新たに規制するものである。

なお、同様の手口で契約の申込み（締結）等をさせる行為が発生しているので、同様の規制を規則第2条（改正後）で新設する（前述9頁（8））。

※ 規則第6条（改正後）以下、各条を1条ずつ繰り下げる。